

民国連携による ナラ枯れ被害対策の取組

東北森林管理局 津軽森林管理署

管内概要 津軽森林管理署

所在地 青森県弘前市大字豊田2丁目2-4

関係市町村 弘前市、平川市、黒石市、大鰐町、鱒ヶ沢町、
深浦町、西目屋村

当署は、青森県の西部に位置しており、弘前市をはじめとする7市町村にまたがる国有林野を管理しています。

流域内総面積は約23万haにわたり、森林面積は約17万haそのうち国有林は約13万haと総面積の約5割を占め、国有林比率が高い地域です。

管内の国有林には、日本百名山で県内最高峰の岩木山や、平成5年に世界自然遺産登録された白神山地があり、世界最大級の広さで原生的なブナ林が分布するなど、貴重な自然環境を有しています。

また、日本美しの森 お薦め国有林の一つである白神山地暗門の滝自然観察教育林をはじめ、津軽十二湖自然休養林、くろくまの滝風景林などのレクリエーションの森が設定されています。



◆はじめに

青森県におけるカシノナガキクイムシ（以下、「カシナガ」という。）によるナラ枯れ被害は、平成22年に初確認後、一旦終息していましたが、平成28年から再発生し、その後拡大傾向にあります。被害は主に県の西海岸に位置する深浦町で発生しており、令和2年から近隣の市町村にも被害が拡大しています。津軽森林管理署では青森県と協力してナラ枯れ被害の監視、駆除等の対策を行ってきました。今回は民国連携により行っている当署のこれらのナラ枯れ被害対策の取組を紹介します。

◆監視対策

青森県から軽飛行機で撮影したデジタルオルソ画像の提供を受け、GIS



写真1. ナラ枯れ被害対策検討会

ソフトに取り込むことにより、色による自動検出からナラ枯れ被害量の推定を行いました。加えて、現場職員による毎木調査及び無人航空機を含めた目視調査を行い、青森県ナラ枯れ被害対策検討会等において各関係団体と被害状況を共有しています。（写真1）

◆駆除対策

青森県では「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」を定めています。この基本方針では、

- (イ) 被害発生初期地域（被害木本数10本/ha程度以上）では、(ア)と同様に、被害木の全量駆除を基本として全量駆除する。（写真2）
- (ア) 被害発生中期以降地域（被害木本数10本/ha程度未満）では、被害木は、伐倒くん蒸処理を基本として全量駆除する。（写真2）



写真2. くん蒸処理の様子

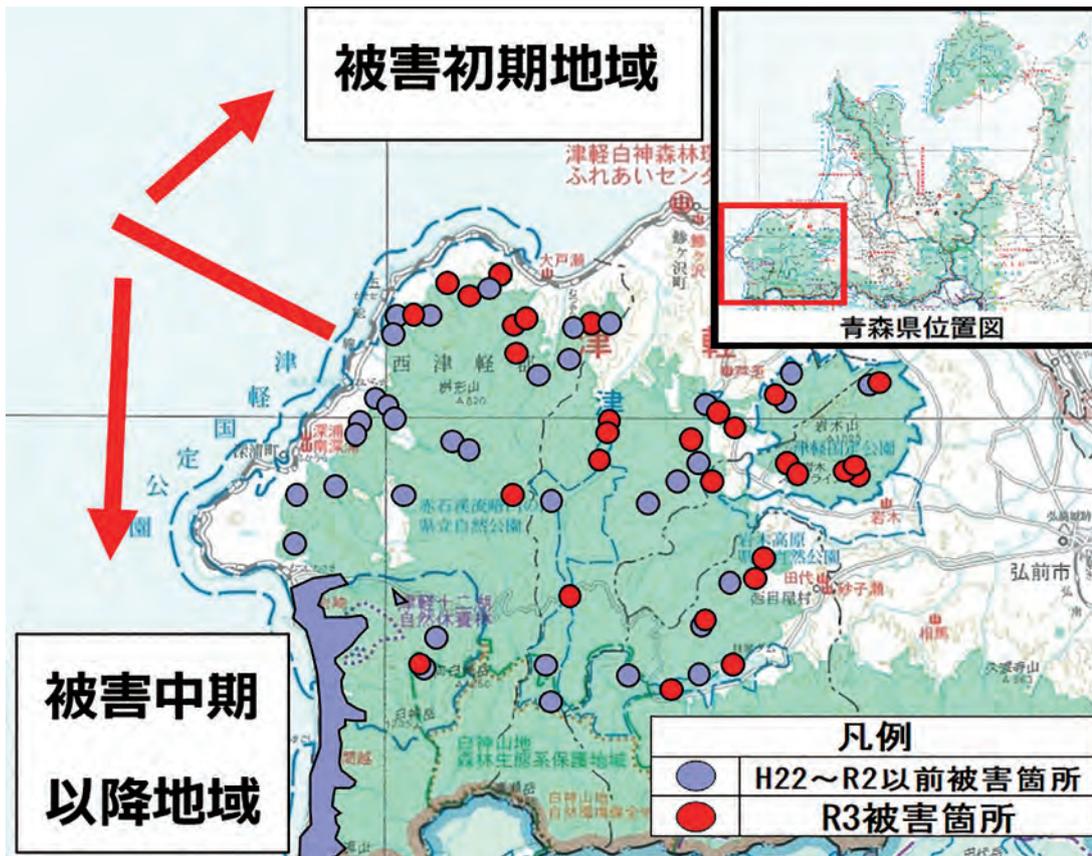


図. 被害発生区域図面

とするが、全量駆除が困難になるおそれがある場合は、検討会での結果を基に現場状況に応じた駆除やカシナガの誘引捕殺等の対策を講じる。

この基本方針に従い、被害状況に応じて被害地を2つの地域に分類し、そ

の地域に応じた対策を実施しています。

現在、深浦町(フカウラ)・麩木(フキ)以南の日本海側が(イ)の被害発生中期以降地域となっています。(図)

この地域では面的に被害が拡大しているため、拡大を防ぐためにおとり丸

おとり丸太法とは健全木の丸太を集積して、合成フェロモン剤を仕掛け、カシナガを誘引した後、破碎・焼却により殺虫する手法です。

令和元年度の急速なナラ枯れ被害拡大を受け、令和2年度に青森県が試行的に3カ所で実施しました。その後、令和3年度からは国有林で12カ所、民有林で10カ所、合計22カ所で誘引捕殺を行いました。

おとり丸太法による効果を調べるために山形大学齊藤正一客員教授の指導の下、



写真4. 処理木の地元住民への販売

◆おとり丸太法

おとり丸太法とは健全木の丸太を集積して、合成フェロモン剤を仕掛け、カシナガを誘引した後、破碎・焼却により殺虫する手法です。

令和元年度の急速なナラ枯れ被害拡大を受け、令和2年度に青森県が試行的に3カ所で実施しました。その後、令和3年度からは国有林で12カ所、民有林で10カ所、合計22カ所で誘引捕殺を行いました。



写真3. おとり丸太への誘引虫数推定作業

◆被害木の有効活用

前述の伐倒くん蒸した処理木とおとり丸太法で使用した材は、地域外への移動が制限されますが、自治体側から有効活用したいとの要望を受け、令和2年度からこれまで放置していた伐倒くん蒸後の処理木を地元住民に新炭材として販売する取組を始めており、ご好評いただいています。(写真4)

また、おとり丸太法による使用後の材については管内の発電所に木質バイオマス燃料としても販売しています。今後も被害木等の有効活用の取組を継続してまいります。

枯損防止推定本数を計測したところ、令和3年度は、民有林・国有林合わせて約5000～9000本の枯損防止効果があったと推定されました。(写真3)

今後も青森県と連携し効果的な設置箇所を選定し、被害の抑制に努めていきます。